

+身延町社会福祉協議会小地域福祉活動助成事業要項

1 趣旨

この要項は、地域福祉の推進を図るため、住民による福祉活動に要する経費に対し、予算の範囲内で助成することについて必要な事項を定める。

2 対象事業、経費及び限度額

助成の対象事業、経費及び限度額は、別表に掲げるとおりとする。

3、助成対象

1) 区又は区を単位として区長が認めた団体

(民生児童委員が担当している集落(地区)も対象とする。)

2) 地域の状況に応じ、複数の区あるいは区を分割しての実施事業も助成対象とする。

4、申請方法等

1) 助成を希望する区・団体は小地域福祉活動助成事業助成金交付申請書(様式1)を当該年度の6月30日までに社会福祉協議会会長に提出する。

2) 区長は、区担当の民生委員児童委員及び福祉協力員等福祉関係者(団体)と協議する。

3) 区以外の団体が申請する場合は、区長と協議し、区長の署名、捺印による申請書を提出する。

4) 会長は、申請内容を審査し、適当と認めた場合は、小地域福祉活動助成事業助成金交付決定通知書(様式2)を交付する。

5) 区長又は団体代表者は当該年度の3月31日までに、小地域福祉活動助成事業実績報告書(様式3)を社会福祉協議会会長に提出する。

附 則

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

2 従前の小地域福祉活動助成事業実施要項及び高齢者放談会・老人生活指導費配分事業並びに地域ケアシステム推進費配分事業は廃止する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

別表（小地域福祉活動助成事業要項 2 関係）

対象事業	助成対象	助成金額					
		参加数	20名未満	20～39名	40～59名	60～79名	80名以上
<ul style="list-style-type: none"> ・お茶のみ会活動 （高齢者放談会） （高齢者生活指導） （高齢者と子供のふれあい会） ・一人暮らし高齢者,要援護者等訪問、見守り活動 ・要援護者の生活支援活動 ・健康相談会 ・料理教室等各種教室 ・防災学習会等各種学習会 ・軽スポーツ大会等各種大会 ・その他会長が認める地域福祉を推進する活動 	必要経費	上限額 (円)	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000
	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> *小地域の福祉事業を推進するためには、数回の事業開催と継続することが必要であります。 *助成事業対象は一事業に限り、参加人数の大きいものに対し一回交付します。 *各種学習会については、継続性を鑑み2回を限度として延べ人数でも受け付けます。 *助成金は、上限額と支出合計額を比較して少ない額が助成金となります。 *上記助成金額は、予算の関係で調整させていただくこともあります。 						